

令和 7 年 6 月 1 日

公営住宅・特公賃住宅・町営住宅入居者の皆様へ【お願い】

公営住宅・特公賃住宅・地優賃住宅・町営住宅の入居者の皆様には、日頃より地域の環境美化にご協力いただきありがとうございます。

いよいよ暑気の高まりとともに、草木の成長が著しい季節となりました。

公営住宅等の住宅敷地の環境が周辺地域に与える印象が大きいことから、入居者の皆様におかれましては、住宅敷地内の草刈り等を行うことにより、住環境の美化促進についてご協力をお願いします。



《裏面あり》

何点か再度確認・注意事項があります。

○冬期間住宅を何日間か不在になる場合は凍結防止のため水道やトイレタンク等の水抜きを行い、排水口（台所・洗面台・風呂）や便器などに不凍液を入れてください。水道管が破裂した場合は自己負担になる場合がありますのでお願いします。

○排水口（台所・洗面台・風呂等）に油などを流してしまった場合は水でよく流してください。排水管に残ると固まり詰まる原因になるので注意してください。また排水口・排水管の使用するときの洗剤等も掃除が終わったときはよく水で流してください。残ると排水管に蓋やつなぎ目など数か所ゴムパッキンが設置してあり、溶けてしまうと隙間ができ水漏れの原因になるので注意してください。

○ペット（犬、猫等）は飼うことが出来ません。現在入居されている住宅を退去されて次に入居される方がアレルギーの方や匂いが嫌な方などいると入居できない可能性や入居してからアレルギーになる可能性もありますのでご理解願います。また、壁や柱が破損したり、匂いなどがある場合は自己負担により修繕、特殊清掃等していただく場合がありますのでご協力お願いいたします。

○連帯保証人の方が亡くなった時や失業その他保証能力を有しなくなったときは新たに連帯保証人をたてなければなりませんのでご連絡ください。

その他不明な点がありましたら町民生活課まで連絡ください。

（町民生活課）